○内閣府令第　　号

食品表示法（平成二十五年法律第七十号）第四条第一項の規定に基づき、食品表示基準の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和四年　　月　　日

内閣総理大臣　岸田　文雄

食品表示基準の一部を改正する内閣府令

食品表示基準（平成二十七年内閣府令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を加える。

改正後	改正前
（任意表示） 第七条　食品関連事業者が一般用加工食品を販売する際に、次の表の上欄に掲げる表示事項（特色のある原材料等に関する事項にあっては、酒類を販売する場合、食品を製造し、又は加工した場所で販売する場合及び不特定又は多数の者に対して譲渡（販売を除く。）する場合を除く。）が当該一般用加工食品の容器包装に表示される場合には、同表の下欄に定める表示の方法に従い表示されなければならない。	（任意表示） 第七条　食品関連事業者が一般用加工食品を販売する際に、次の表の上欄に掲げる表示事項（特色のある原材料等に関する事項にあっては、酒類を販売する場合、食品を製造し、又は加工した場所で販売する場合及び不特定又は多数の者に対して譲渡（販売を除く。）する場合を除く。）が当該一般用加工食品の容器包装に表示される場合には、同表の下欄に定める表示の方法に従い表示されなければならない。
特色のある原材料等に関する事項	特色のある原材料等に関する事項
1　特定の原産地のもの、有機農産物（有機農産物の日本農林規格（平成十七年農林水産省告示第千六百五号）第三条に規定するものをいう。）、有機畜産物（有機畜産物の日本農林規格（平成十七年農林水産省告示第千六百八号）第三条に規定するものをいう。）、有機加工食品（有機加工食品の日本農林規格（令和四年財務省・農林水産省告示第十八号）第三条に規定するものをいう。）その他の使用した原材料が特色のあるものである旨を表示する場合又は製品の名称が特色のある原材料を使用した旨を示すものである場合にあっては、第三条第二項の規定により原料原産地名を表示する場合（任意で原料原産地名を表示する場合を含む。）を除き、次の各号に掲げるいずれかの割合を当該表示に近接した箇所又は原材料名の次に括弧を付して表示する。ただし、その割合が百パーセントである場合にあっては、割合の表示を省略することができる。 一・二　［略］ 2　［略］	1　特定の原産地のもの、有機農産物（有機農産物の日本農林規格（平成十七年農林水産省告示第千六百五号）第三条に規定するものをいう。）、有機畜産物（有機畜産物の日本農林規格（平成十七年農林水産省告示第千六百八号）第三条に規定するものをいう。）、有機加工食品（有機加工食品の日本農林規格（平成十七年農林水産省告示第千六百六号）第三条に規定するものをいう。）その他の使用した原材料が特色のあるものである旨を表示する場合又は製品の名称が特色のある原材料を使用した旨を示すものである場合にあっては、第三条第二項の規定により原料原産地名を表示する場合（任意で原料原産地名を表示する場合を含む。）を除き、次の各号に掲げるいずれかの割合を当該表示に近接した箇所又は原材料名の次に括弧を付して表示する。ただし、その割合が百パーセントである場合にあっては、割合の表示を省略することができる。 一・二　［同上］ 2　［同上］
［略］	［同上］

別表第十四（第三条関係）

えび
かに
くるみ
小麦
そば
卵
乳
落花生

別表第十八（第三条、第十八条関係）

対象農産物	加工食品	形質
とうもろこし	1　とうもろこしを主な原材料とするもの（上欄に掲げる形質を有しなくなったものを除く。） 2　1に掲げるものを主な原材料とするもの	［略］ 高リシン
なたね	1　なたねを主な原材料とするもの（上欄に掲げる形質を有しなくなったものを除く。） 2　1に掲げるものを主な原材料とするもの	エイコサペンタエン酸（ＥＰＡ）産生 ドコサヘキサエン酸（ＤＨＡ）産生

別表第十四（第三条関係）

えび
かに
［項を加える。］
小麦
そば
卵
乳
落花生

別表第十八（第三条、第十八条関係）

対象農産物	加工食品	形質
とうもろこし	1　とうもろこしを主な原材料とするもの（上欄に掲げる形質を有しなくなったものを除く。） 2　1に掲げるものを主な原材料とするもの	［同上］ 高リシン
［新設］		

附　則

（施行期日）

第一条　この府令は、公布の日から施行する。ただし、別表第十四の改正規定は、令和〇年〇月〇日から施行する。

（経過措置）

第二条　前条ただし書に規定する改正規定の施行の日から令和〇年〇月〇日までに製造され、加工され、又は輸入される加工食品（業務用加工食品を除く。）及び同日までに販売される業務用加工食品の表示については、当該改正規定による改正後の食品表示基準別表第十四の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。